指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの

ロ　イに規定する分析以外のもの　作業環境測定士

2　事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

一　デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

イ　個人サンプリング法　個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関

ロ　個人サンプリング法以外のもの　作業環境測定機関又は指定測定機関

二　分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

イ　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析　当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関

ロ　イに規定する分析以外のもの　作業環境測定機関又は指定測定機関

（登録事項）

第六条　法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一　法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号又は同表第二種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号に掲げる科目のうち個人サンプリング法に係るものを修了した者　個人サンプリング法を行うことができること

2　事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、当該作業環境測定を委託しなければならない。

一　簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について指定を受けている法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

二　前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

（登録事項）

第六条　法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（新設）

二　第一種作業環境測定士講習を修了した者　法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第三号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類

三　第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの　その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

四　第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者　個人サンプリング法を行うことができること

（講習の免除）

第二十五条　講習を修了した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。）を免除する。

（登録事項）

第五十二条　法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行うことができる場合にあつては、その旨

二　作業環境測定機関になろうとする者が分析を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

（登録の基準）

第五十四条　法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあつては、第六条第一号に定める事項

一　第一種作業環境測定士講習を修了した者にあつては、法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第三号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類

二　第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したものにあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類

（新設）

（講習の免除）

第二十五条　講習を修了した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務を免除する。

（登録事項）

第五十二条　法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、作業環境測定機関になろうとする者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類とする。

（新設）

（新設）

（登録の基準）

第五十四条　法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

（新設）